

## フレックスタイム制に関する労使協定

〇〇会社と〇〇会社従業員代表とは、労働基準法第 32 条の 3 の規定に基づき、フレックスタイム制について、次のとおり協定する。

### 第 1 条（フレックスタイム制の適用従業員）

総務課所属の従業員を除く、全従業員にフレックスタイム制を適用する。

### 第 2 条（清算期間）

労働時間の清算期間は、毎月 1 日から末日までの 1 か月間とする。

### 第 3 条（所定労働時間）

清算期間における所定労働時間は、清算期間を平均して 1 週 40 時間の範囲内で、1 日 7 時間に清算期間中の労働日数を乗じて得られた時間数とする。

### 第 4 条（1 日の標準労働時間）

1 日の標準労働時間は、7 時間とする。

### 第 5 条（コアタイム）

午前 10 時から午後 3 時までは労働しなければならない時間帯とする。ただし、正午から午後 1 時までは休憩時間とする。

### 第 6 条（フレキシブルタイム）

選択により労働することができる時間帯は、次のとおりとする。

始業時間帯 午前 7 時から午前 10 時

終業時間帯 午後 3 時から午後 8 時

### 第 7 条（超過時間の取扱い）

清算期間中の実労働時間が所定労働時間を超過したときは、会社は、超過した時間に対して割増賃金を支給する。

### 第 8 条（不足時間の取扱い）

清算期間中の実労働時間が所定労働時間に不足したときは、会社は、不足時間に対する基本給を支給しない。

### 第 9 条（有効期間）

本協定の有効期間は、平成〇年〇月〇日から 1 年とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときには、さらに 1 年間有効期間を延長するものとする。

平成〇年〇月〇日

〇〇会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇会社 従業員代表 〇〇 〇〇 印